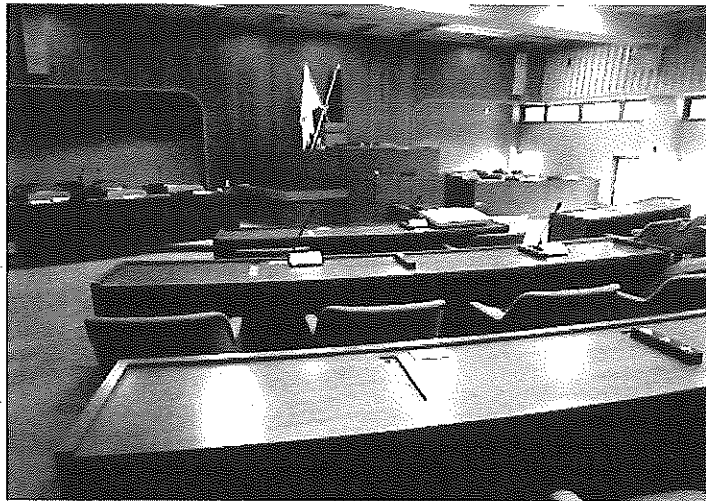




令和6年度

(2024年)

議会報告会資料



— 鳥取県智頭町議会 —

〒689-1402

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

電話／FAX：0858-75-3115

メールアドレス：gikai@town.chizu.lg.jp

目 次

1. 議会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 委員会等の所管事項及び閉会中の主な調査内容、活動状況・・・ P 2
3. 議会改革および議員の処遇改善に関する協議内容・・・・・・・・ P 4
4. 人口減少について～これからの智頭町をみんなで考える～・・・ P 6

1. 議会の構成

(1) 議員の定数及び任期

定数：12人（現数：12人）

任期：令和3年7月30日～令和7年7月29日

(2) 議員の氏名及び所属委員会等

（令和6年6月14日現在）

議席 番号	氏名	年齢	所属委員会					所属 党派	当選 回数	備考
			総務	民生	広広 聴報	議運	同和			
1	北川 貴将	41	●		◆		●	無所属	1	R6.6.10～
2	仲井 莖	54		●	○		●	無所属	1	
3	西尾 寿樹	62		○	◆		●	無所属	1	
4	岡田 光弘	64		●	◇		●	無所属	1	議選監査
5	宮本 行雄	72		◎	◆	●	○	無所属	1	
6	田中 賢	73	○		◇	○	●	無所属	1	
7	谷口 翔馬	30	◎		◇	●	●	無所属	2	
8	波多 恵理子	63	●		◎		●	無所属	2	
9	岩本 富美男	74		●	◆		●	無所属	3	R6.6.10～
10	大河原 昭洋	59	●		◇	◎	◎	無所属	3	
11	安道 泰治	65		●	◇	●	●	無所属	2	副議長
12	谷口 雅人	70	●		◆		●	無所属	6	議長

（◎：委員長 ○：副委員長 ●：委員）

（◇：広報担当委員 ◆：広聴担当委員）

（議会広報広聴常任委員会の委員長は広報担当、副委員長は広聴担当）

2. 委員会等の所管事項及び閉会中の主な調査内容、活動状況

(1) 総務常任委員会

所管事項：総務課、企画課、税務住民課、教育委員会、会計課、水道事業に関する事項及び他の常任委員会に属さない事項

調査内容：地域防災対策、商工労働・観光対策、定住促進、空き家対策、次世代育成推進、教育環境の整備、文化行政、環境衛生の整備、行財政改革に関する関係部分

開催日：毎月第3火曜日（定例会会期中等開催日が異なる場合あり）

開催回数：17回

意見交換会：智頭町商工会（令和5年11月9日）

視察研修：千歳市防災学習交流センター そなえーる、厚真町役場
（令和5年11月16日～17日）

(2) 民生常任委員会

所管事項：地域整備課、地籍調査課、山村再生課、福祉課、農業委員会、病院事業に関する事項

調査内容：町民福祉対策、高齢化対策、保健・医療・福祉総合施設の運営、地籍調査事業の促進、山村での生業づくり、山村コミュニティの構築、地域林業・農業対策、公共土木事業の促進、智頭都市計画事業、国道53号・373号・津山智頭八東線の整備、行財政改革に関する関係部分

開催日：毎月第2火曜日（定例会会期中等開催日が異なる場合あり）

開催回数：18回

意見交換会：智頭町森林組合（令和5年7月11日）

智頭町農業委員会（令和5年12月14日）

視察研修：一般社団法人押井営農組合、鳥取県政策戦略本部政策戦略局名古屋代表部（令和5年11月7日～8日）

(3) 議会広報広聴常任委員会

所管事項：議会広報・広聴に関する事項、議会だよりの編集及び発行、出前広報、議会広報モニター意見のまとめ

開催回数：2回

・広報 開催回数：27回

・広聴 開催回数：8回

出前広報：森のミニデイ 杉の郷（令和5年4月24日）

やまさと 森のミニデイ（令和6年2月22日）

(4) 議会運営委員会

所管事項：議会の運営、議会の会議規則・委員会に関する条例等、議長の諮問

開催回数：30回

視察研修：可児市議会、精華町議会（令和6年1月10日～11日）

(5) 特別委員会

・ 予算特別委員会（3月定例会）

所管事項：当初予算の審査

開催回数：5回

・ 決算特別委員会（9月定例会）

所管事項：決算の審査

開催回数：5回

・ 同和問題調査特別委員会

調査内容：智頭町基本的人権の擁護に関する条例に規定する部落差別をはじめとする一切の差別解消に向けた取組等

視察研修：たつの市役所（令和5年7月21日）

研修会：人権同和問題研修会（令和6年2月21日）

(6) 全員協議会

所管事項：議会内部の意見調整、行政運営上の協議・連絡、議案の内容説明等

開催回数：47回

研修：東部町議会議員研修会（令和5年10月13日）

鳥取県町村議会議員研修会（令和5年11月22日）

交流会：若桜町議会（令和5年7月14日）

奈義町議会（令和5年10月6日）

議会報告会：各地区（令和5年5月8日～10日）

各地区（令和5年11月8日～10日）

(7) 委員長会

所管事項：委員会運営に係る調整等

※その他、議会・議員活動状況については、町ホームページ・議会事務局「議会各種資料」ページ内の「議長等の動静」に一覧で掲載しています。

3. 議会改革および議員の処遇改善に関する協議内容

(1) 議会改革について

令和5年12月定例会において、議員定数を12名から10名へ削減する条例改正が行なわれました。定数削減は任期満了に伴う令和7年7月執行予定の次期議会議員選挙から適用されます。

議員定数が削減されても議会力を落とさないためには、どのような改善が必要かという論点で議論を進めてきました。その中で、各常任委員会では十分な審議や議論を担える人数が必要であるという意見が多くありました。次期以降の各常任委員会等の構成について、議論を重ね意見集約した結果は次のとおりです。

○総務常任委員会 } 定数は現行どおり6名。うち、総務常任委員会と民生常任委員
民生常任委員会 } 員会を兼ねる複数所属議員を2名とする。

(資格者として、概ね委員長経験者や2期以上の経験者を充てる)

○議会広報広聴常任委員会：複数所属議員の2名を除く。

広報担当委員は5名、広聴担当委員は3名の定数8名。

(正副委員長は広報の担当者が担い、広報広聴両方の責務を有する)

(2) 処遇改善（議員報酬）について

令和3年7月30日から施行することとしていた議員報酬の増額は、コロナ禍の影響もあり、施行日を2年間繰り延べしました。さらに令和5年7月30日からの2年間においても町内企業の経済状況を考慮し、これまでの報酬額229,000円に合わせて特例条例による報酬削減で対応しています。この特例条例期間も令和7年7月29日までとなっていることから、毎月全員協議会を開催して処遇改善（議員報酬）について、議論を進めてきました。

【処遇改善（議員報酬）に関する主な意見】

○来期から報酬条例どおりの金額280,000円とする。

○段階的増額とし、来期は条例から25,500円減額する。

○段階的増額とし、来期は条例から31,000円減額する。

○来期は条例から41,000円減額する。

新型コロナウイルス感染症も令和5年5月に法的位置付けが5類に移行して1年5ヶ月が経過し、徐々にではありますが町内の経済状況も持ち直しつつあると判断します。また他方では円安等による物価高騰は続いています。前報酬条例改訂時の鳥取県最低賃金は、平成9年度584円から373円引き上げられ、令和6年度は957円となっています。

このようなことから、上記の意見を議会内で集約した結果、来期の議員報酬を条例の280,000円から11%（30,800円）減額し、249,200円にするよう特例条例での対応を検討しています。

また処遇改善（議員報酬）の議論を行う上で、参考となるものが必要と判断し、令和6年3月から5月までの期間、全議員に毎日の議員活動報告書の提出を義務づけました。そして、全国町村議会議長会が示した議員報酬額の算定式に活動日数と活動時間の平均値を当てはめ算出し議論の参考にしました。

議員活動報告書集計結果（令和6年3月～5月）

平均活動日数 64.2日
平均活動時間 225.782時間

議員報酬額の算定式による議員報酬額

64.2日×4（1年間に換算）=256.8日（年間活動日数）
226時間×4（1年間に換算）=904時間（年間活動時間）
904時間÷8時間（1日に換算）=113日（年間勤務日数）
113日÷305日=0.37（1年間の勤務割合）
80万円（町長級給与）×37%=296,000円

議員報酬額の算定式

議会・議員の活動日数(1) 日 × 首長の給料 円 = 議員報酬額 円

首長の職務遂行日数(2) モデル：305日 → 首長の給料実額を採用

(1) 議会・議員の活動日数の積算（①+②+③の合計）

議会活動	議員活動
<p>① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣（※¹） <input type="text"/> 日</p> <p>〔ア本会議、イ常任委員会、ウ特別委員会、エ議会運営委員会、オ協議調整の場（全員協議会等）、カ議員派遣、キ委員派遣〕</p> <p>② 法定外会議・住民との対話等（※¹） <input type="text"/> 日</p> <p>〔ア法定外会議（任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等）イ議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会、意見交換会等）、ウ研修会、エ視察受入れ、オその他〕</p>	<p>③ 日常の議員活動（※¹※²） <input type="text"/> 日</p> <p>〔ア①②に付随する活動（議案の精読、議案の作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）、イ議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）、ウ公的行事への出席、エその他〕</p>

※¹ 実際の活動日数（①・②は会議等の合計、③は活動日数の1人あたり平均）を記入（同日の重複カウントはしない）
※² 議員の活動調査により時間単位で積算後、日数換算（1日8時間）して1人あたりの平均を算出

(2) 首長の職務遂行日数（モデル：305日）

○ 年間305日の職務遂行日数をモデル値として設定

首長の職務遂行の実態を踏まえ法定休日の半分程度を公務につくものと推定し、モデル値を算出
365日 - (土曜日・日曜日：104日 + 国民の祝日：16日) × 1/2 = 305日（※³）

※³ 首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値である。実際の職務遂行日数を用いてもよい

「議員報酬・政務活動費の充実にに向けた論点と手続き～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～」 令和4年2月 全国町村議会議長会・編より

4. 人口減少について

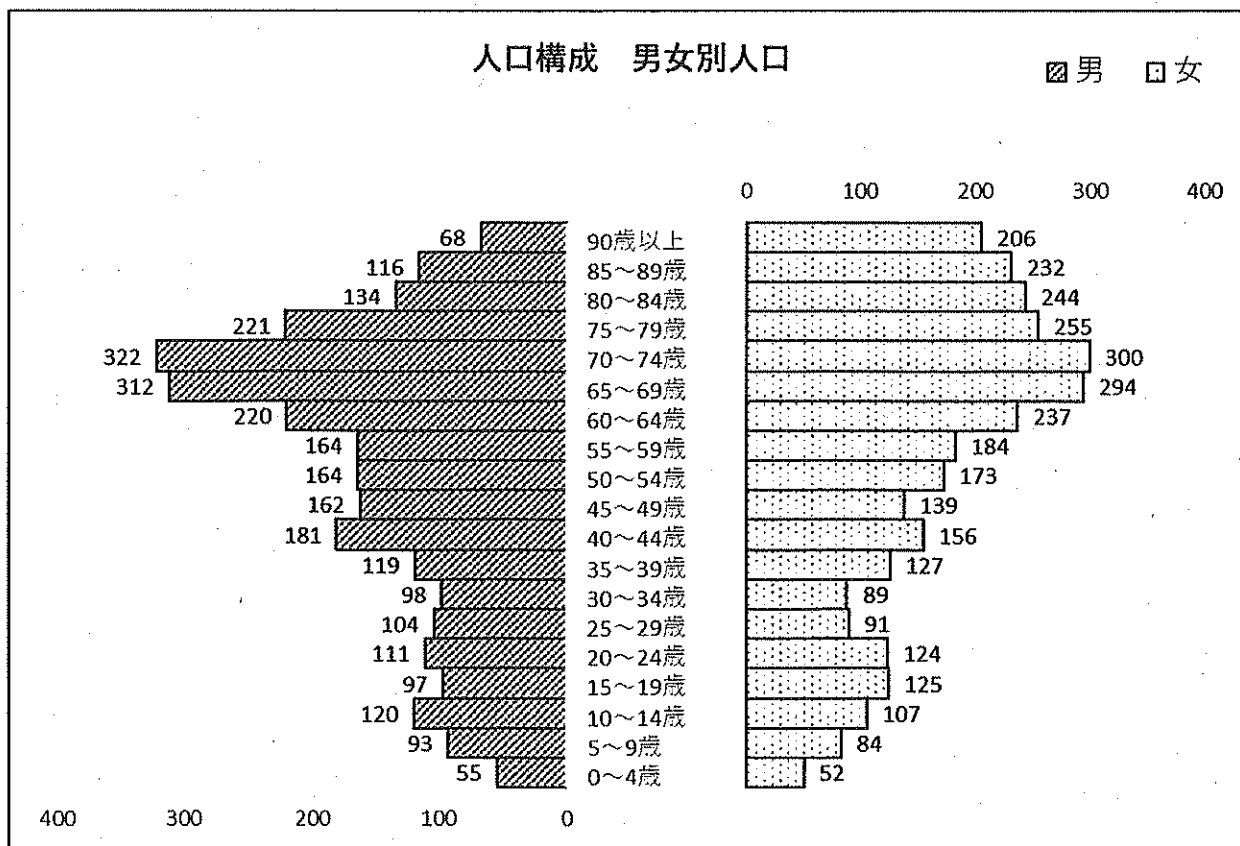
～これからの智頭町をみんなで考える～

○智頭町の人口推移について

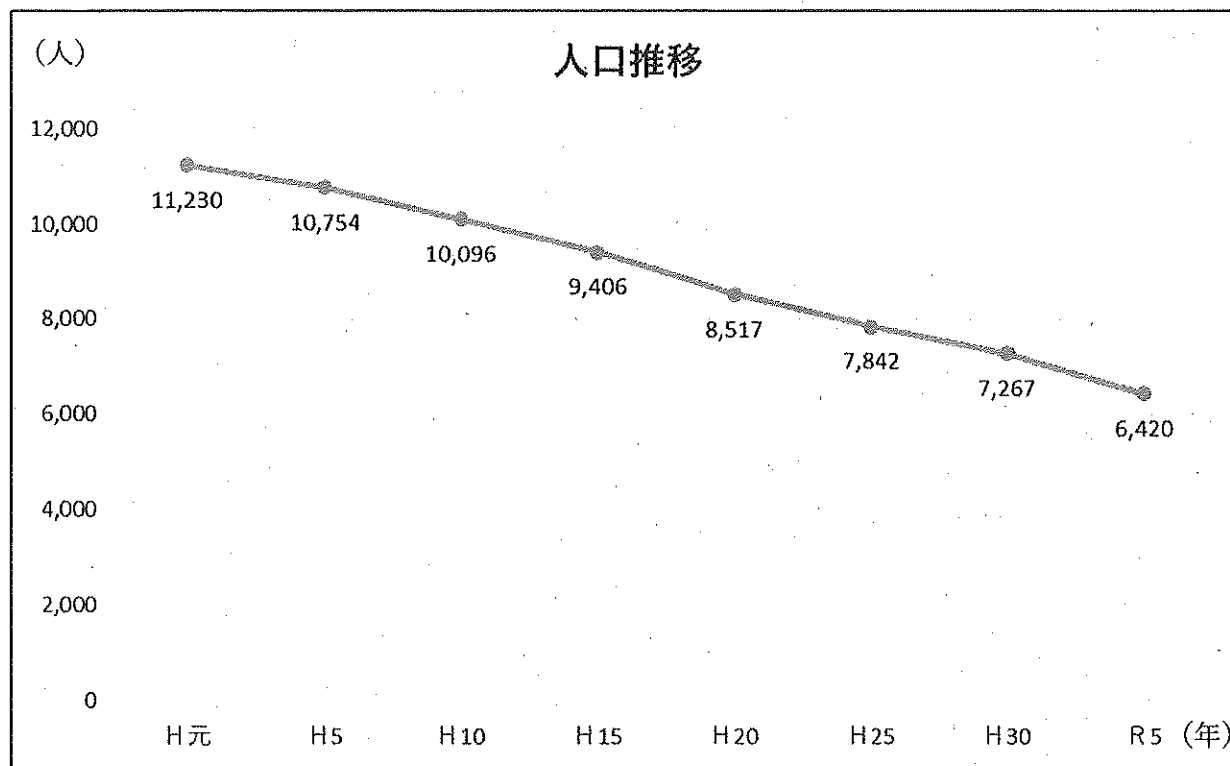
○智頭町の人口減少対策の取り組みと問題点

智頭町の人口構成

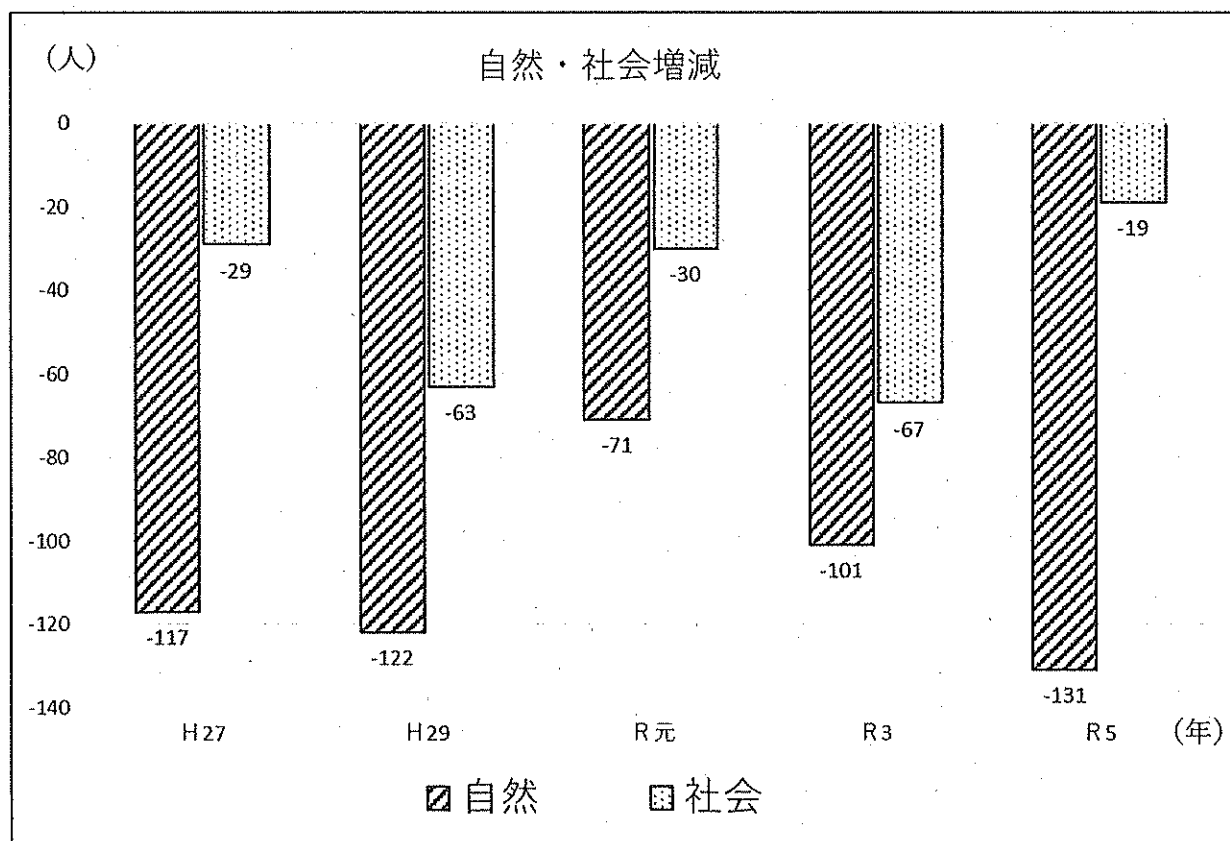
図表1：人口構成 男女・世帯別／住民基本台帳（令和6年10月1日現在）より作成



図表 2 : 5年ごとの人口推移 / 鳥取県市町村要覧より作成



図表 3 : 自然・社会増減



こんなにあります!子育て支援!!

特集

「人口減少対策について考える」

◆まちの子育て支援の現状（経済的支援）

※詳しくは福祉課、教育課、税務住民課へお尋ねください。



子どもは町の宝



まちの話

「まちの話題を募集します。」新しいお店の情報、おすすめスポットの紹介、地域のイベント情報意外と知られていない、智頭のことなど、皆さんからの情報提供をお待ちしています。

